

清瀬市一般廃棄物処理基本計画

概要版

平成29年3月

清 瀬 市

目 次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の期間	1
4 計画の位置付け	2
第2章 清瀬市の現状	3
1 人口等の推移	3
第3章 ごみ・資源の処理状況	4
1 ごみ・資源の排出量の実績	4
2 家庭ごみの原単位	5
3 現状の課題	6
(1) ごみの排出に関する課題	6
(2) ごみ減量化に関する課題	6
(3) 資源化に関する課題	6
(4) 収集・運搬に関する課題	7
(5) ごみ処理経費に関する課題	7
第4章 ごみ・資源の排出量の予測及び目標値の設定	8
1 目標の設定	8
(1) 第2期計画の目標達成状況	8
(2) 第3期計画の目標の設定	8
第5章 ごみ処理基本計画	9
1 基本方針	9
(1) 『3R原則』に基づくごみ処理	9
(2) 本市の地域特性を踏まえた施策の展開	9
2 減量化・資源化計画	10
(1) ごみを出さないライフスタイルの設計と普及	10
(2) 資源物の分別徹底	11
(3) 生ごみの減量化・資源化	11
3 収集・運搬計画	12
(1) 効率的な収集・運搬体制の整備	12
(2) ごみ収集における住民サービスの向上	13
(3) 指導の充実	13
4 ごみの適正処理計画	14
(1) 中間処理計画	14
(2) 最終処分計画	14
5 施設整備計画	14
(1) ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）	14

(2) 粗大ごみ処理施設.....	14
(3) リサイクルセンター.....	14
第6章 生活排水処理基本計画.....	15
1 基本方針.....	15
2 生活排水処理の課題.....	15
3 生活排水の適正処理計画.....	15
(1) 基本方針.....	15
(2) 収集・運搬計画.....	15
(3) 中間処理・最終処分計画.....	15
(4) 施設整備計画.....	15
資料編.....	16
1 アンケート調査結果.....	16
(1) 調査の目的.....	16
(2) 調査の設計.....	16
(3) 調査内容.....	16
(4) 回収結果.....	16
(5) 調査結果（抜粋）.....	17
2 清瀬市廃棄物減量等推進審議会の審議経過.....	21

清瀬市一般廃棄物処理基本計画の概要

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

国では、平成25年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、その中で循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展しているとしてうえで、今後は質にも着目した循環型社会を実現していく必要があるとしています。計画では、リサイクル（再生利用）より優先順位が高いに関わらず、これまで取り組みが遅れていたリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の取り組みの推進、使用済み製品からの有用金属の回収などが求められています。

東京都では、平成28年度に廃棄物の減量や3R施策の更なる促進により、「良好な都市環境の次世代への継承」に加え、資源採取の段階から環境に配慮するための「持続可能な資源利用への転換」を基本的考え方とする新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。

清瀬市（以下「本市」といいます。）では、平成23年度に改定した「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）から5年が経過し、その間に、小型家電リサイクル法の完全施行や社会情勢等の変化に伴う見直しが必要となっています。

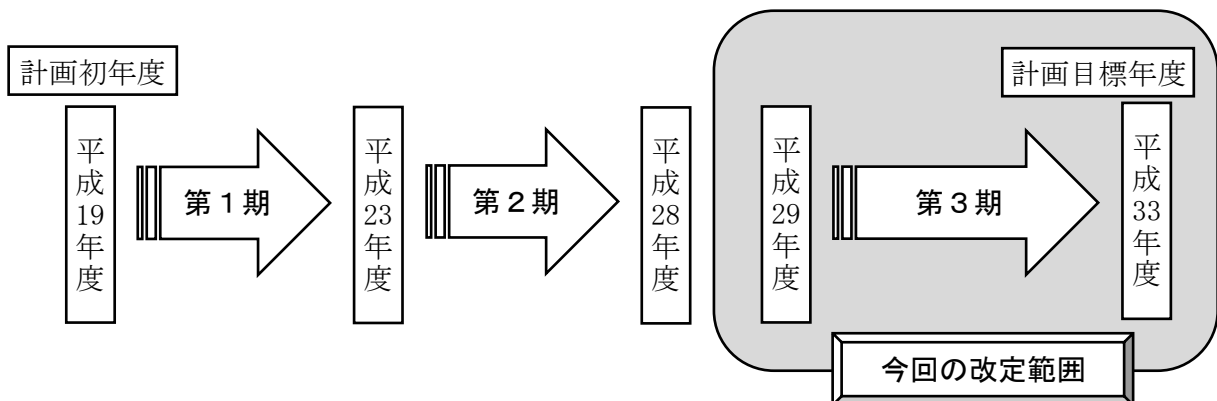
2 計画策定の目的

本計画では、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、問題点の把握を行ったうえで、市域における循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理を推進することを目的としています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年間としています。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行い、今回は平成23年度からの第2期計画が5年を経過したことから、平成29年度から計画最終年度の平成33年度までの第3期計画の策定を行うものです。

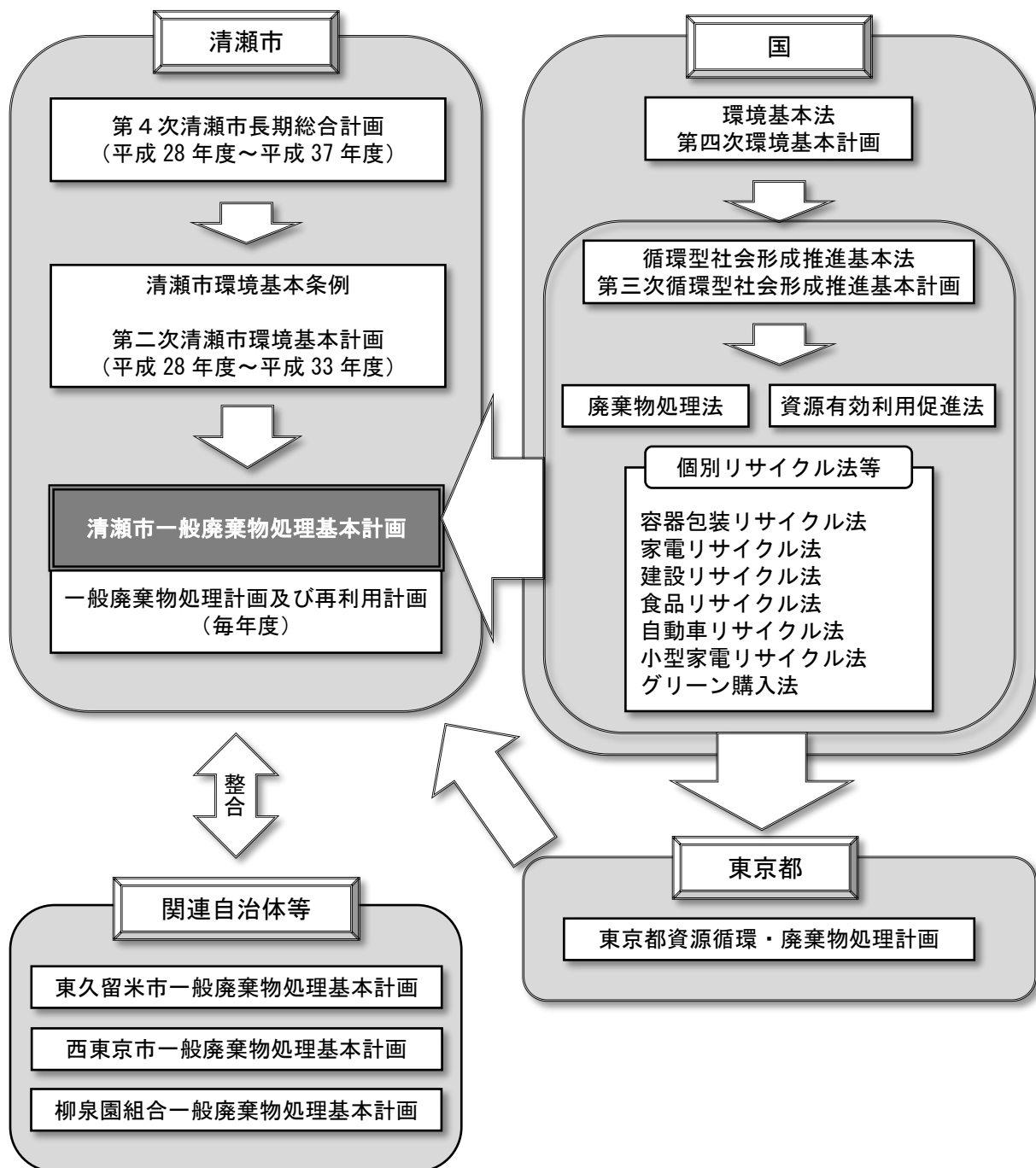
図表 1 計画期間及び目標年次



4 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水の適正処理、リサイクルなどの本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

図表 2 計画の位置付け



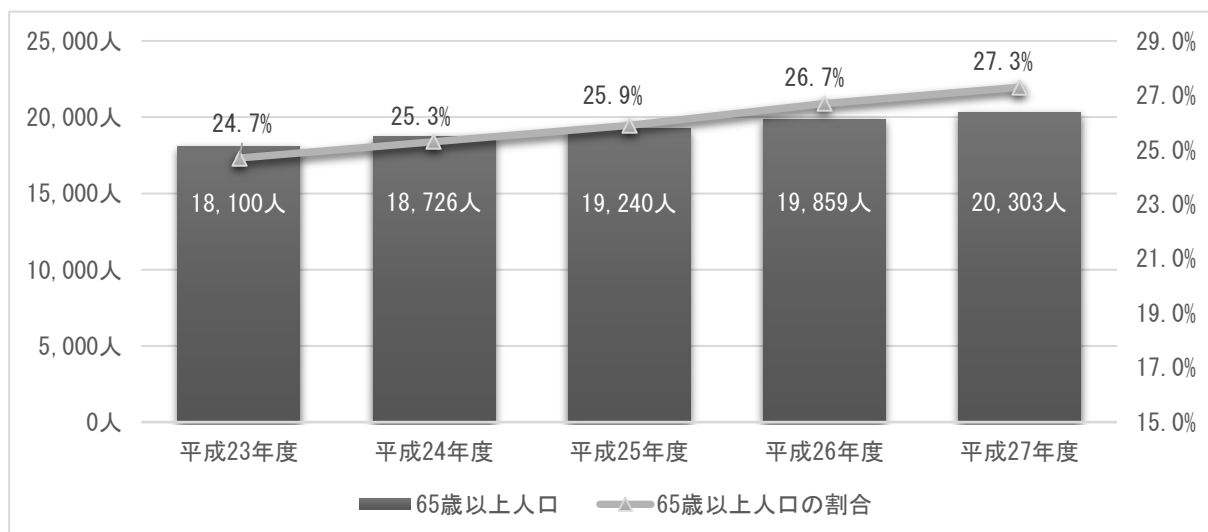
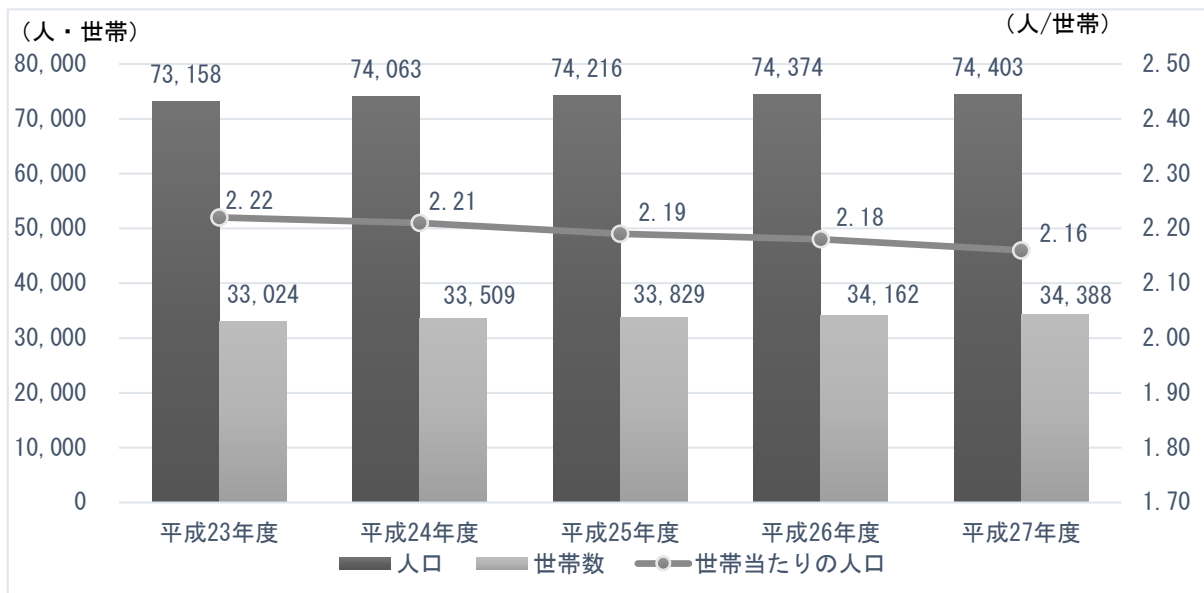
第2章 清瀬市の現状

1 人口等の推移

人口、世帯数ともにわずかながら増加傾向にあり、平成27年度（平成28年1月1日現在）で人口74,403人、世帯数34,388世帯となっています。但し、世帯当たりの人口は減少傾向にあり、平成27年度で2.16人/世帯となっています。

本市の総人口に占める、65歳以上の人口の割合は増加傾向にあり、平成23年度から平成27年度までの5年間で2.6%増加しており、今後、高齢者社会への対応を検討する必要があります。

図表3 人口、世帯数等の推移



（資料：平成26年経済センサス基礎調査 総務省）

第3章 ごみ・資源の処理状況

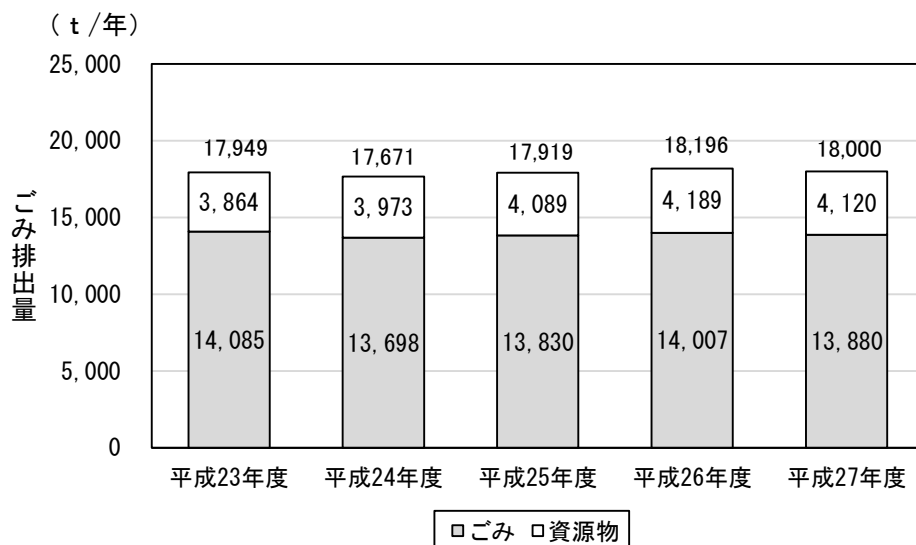
1 ごみ・資源の排出量の実績

本市のごみの排出量は、ほぼ横ばい状態にありますが、平成27年度は平成26年度と比較して、127 t/年減少しています。また、資源物の排出量は、平成26年度までは増加傾向にありましたが、平成27年度はわずかに減少しています。

図表4 ごみ・資源の排出量の実績の推移

単位：t/年

品目		収集	直接搬入	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ	可燃ごみ	○		10,423	10,379	10,340	10,226	10,270
	不燃ごみ	○	○	1,496	1,430	1,389	1,402	1,377
	粗大ごみ	○	○	48	62	74	68	75
	有害ごみ	○		27	27	27	28	24
	直接搬入可燃ごみ		○	2,091	1,800	2,000	2,283	2,134
	ごみ合計	○	○	14,085	13,698	13,830	14,007	13,880
資源物	古紙・古布類	○		1,728	1,893	1,978	2,081	1,985
	びん類	○		650	626	627	628	633
	缶類	○		232	216	218	213	218
	ペットボトル	○		253	251	258	251	253
	容器包装プラスチック	○		986	972	993	999	1,015
	牛乳パック	○		15	15	14	13	13
	小型家電	○		0	0	1	4	3
	資源物合計	○		3,864	3,973	4,089	4,189	4,120
合計		○	○	17,949	17,671	17,919	18,196	18,000



2 家庭ごみの原単位

家庭ごみは、収集ごみの可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみに、直接搬入ごみの不燃ごみ及び粗大ごみを合計したものです。

家庭ごみの原単位（1人1日あたりの平均排出量）の推移と、多摩地域26市の家庭ごみの原単位の状況（平成26年度実績）を以下に示します。

平成23年度から平成26年度までは、わずかながら減少していましたが、平成27年度には前年度から2g/人・日の増加となっています。

家庭ごみの原単位は、平成26年度の実績で多摩地域26市の平均446g/人・日と比較して、本市は14g/人・日少なくなっています。

図表 5 家庭ごみの原単位の推移

品 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画収集人口（人）	74,162	74,063	74,216	74,374	74,403
可燃ごみ(g/人・日)	386	385	382	377	379
不燃ごみ(g/人・日)	55	53	51	52	51
粗大ごみ(g/人・日)	2	2	3	2	3
有害ごみ(g/人・日)	1	1	1	1	1
合計(g/人・日)	444	441	437	432	434

※不燃ごみ、粗大ごみは自己搬入されたもの（直接搬入ごみ）を含む。

図表 6 多摩地域 26 市の家庭ごみ原単位の状況

都市名	人口 (人)	ごみ排出原単位 (g/人・日)				
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	家庭ごみ合計
清瀬市	74,320	377	52	2	1	432
八王子市	562,940	406	28	11	1	446
立川市	179,140	328	22	11	1	362
武蔵野市	142,108	396	22	29	2	449
三鷹市	181,751	332	29	27	1	389
青梅市	137,250	444	60	8	1	513
府中市	254,972	313	37	21	1	372
昭島市	112,647	403	32	7	1	443
調布市	224,283	326	45	18	1	390
町田市	426,448	411	41	8	1	461
小金井市	117,272	287	87	21	1	396
小平市	186,873	429	69	15	1	514
日野市	180,646	334	81	17	1	433
東村山市	151,593	357	35	9	1	402
国分寺市	119,399	321	39	16	1	377
国立市	74,520	408	63	16	1	488
福生市	58,610	432	24	16	1	473
狛江市	78,899	407	32	14	1	454
東大和市	86,088	418	27	7	1	453
東久留米市	116,453	397	50	1	1	449
武蔵村山市	72,082	467	40	12	1	520
多摩市	147,593	404	19	14	1	438
稲城市	86,331	425	39	11	1	476
羽村市	56,599	429	19	8	1	457
あきる野市	81,809	612	12	20	1	645
西東京市	198,026	326	47	2	1	376
平均値	—	392	40	13	1	446
最大値	—	612	87	29	2	645
最小値	—	287	12	1	1	362

資料：多摩地域ごみ実態調査 平成26年度集計

3 現状の課題

(1) ごみの排出に関する課題

○ごみの減量に向けた努力の継続

本市では、計画収集人口が増加していますが、家庭ごみ排出原単位がわずかながら減少しているため、ごみ・資源量はほぼ横ばいとなっています。

また、多摩地域26市では平均より少ない状況にありますが、更なるごみの減量化に向けて努力する必要があります。

(2) ごみ減量化に関する課題

○可燃ごみ（家庭ごみ）の減量化

収集ごみのうち、可燃ごみ排出量は平成26年度までは緩やかに減少していましたが、平成27年度は平成26年度から増加しているため、資源物となる紙類や容器包装プラスチック等の分別徹底を更に進めるとともに、可燃ごみの中で大きな比重を占めている生ごみについて、これまでの水切り徹底や自家処理の推進などによる減量化に加え、戸建住宅における堆肥化を推進するため、できた堆肥の利用先を確保するなど、さらなる減量を目指した対策が必要となります。

○事業系ごみの減量化

事業系ごみの排出量は、経済状況や地域の開発状況などにより影響を受けるため、柳泉園組合に直接搬入された可燃ごみは、ばらつきのある推移をしていますが、本市の事業所数は全体では減少しており、事業所への指導の徹底等、減量化に向けた取り組みの推進が必要です。

(3) 資源化に関する課題

○分別徹底に向けた取り組みの推進

これまで、市報やホームページにおける分別に関する情報提供や、イベントにおける特設ブースでの啓発活動を行っていますが、十分な効果が得られていない状況にあります。

また、平成27年10月からはごみ分別アプリを導入していますが、この効果については今後のごみの排出状況の推移をもって判断する必要があります。

○集団回収量の増加に向けた検討

集団回収量は年々減少傾向にあり、特に紙類が著しく減少しています。これは、新聞の購読者数が減少していることも一つの原因と考えられますが、持去り等による影響も一因と考えられます。

今後は、集団回収を奨励する中で、集合住宅単位での実施など新たな集団回収の形態を検討していく必要があります。

○せん定枝・落ち葉の資源化

本市では、みどりのリサイクルとして、一部、せん定枝はチップ化して公園等で利用し、落ち葉は腐葉土として利用していましたが、現在、震災の影響による放射線の問題もあり、資源循環のサイクルが停止しています。

今後、せん定枝・落ち葉の資源化を再始動するための検討が必要となります。

○小型家電

本市では、平成25年10月から小型家電リサイクル法に基づく、小型家電の資源化を行っています。回収量は増加傾向にありますが、まだまだ周知が十分な状態にはありません。今後、更なる情報提供や周知を図ることで、小型家電の適正排出を促す必要があります。

(4) 収集・運搬に関する課題

○集積所の適正管理

集積所における不適正なごみの排出（他地区からのごみの持ち込み等）や資源物の持ち去りを防止するため、地域住民との協力・連携による集積所の管理のあり方について検討を行う必要があります。

○戸別収集の実施

戸別収集には、排出負担の軽減など住民サービスの向上や、分別徹底によるごみ排出量の削減などが見込まれる反面、収集・運搬の負担が増加します。

本市では、既に現実化してきている高齢化社会への対応などの住民サービスの向上及び減量化の推進を目指し、戸別収集の実施に向けた対応が必要です。

(5) ごみ処理経費に関する課題

○ごみ処理経費の検討

その後、柳泉園組合ではごみ処理経費の増加から持込みごみの1kg当りの手数料を平成12年度に20円から26円、平成18年度に26円から35円、平成21年度に35円から38円に3回にわたり料金改定を行っていますが、本市では指定袋の料金は据置きのまま今日に至っています。

有料化を行った当時と、現在では社会情勢や経済状況も大きく変化してきており、ごみ処理費用と指定袋の販売収入との間に大きな隔たりができています。

今後は、ごみ処理経費について市民説明などによる周知を図るとともに、指定袋の料金改定を検討するに当たっては料金設定の根拠を明確にする必要があります。

第4章 ごみ・資源の排出量の予測及び目標値の設定

1 目標の設定

(1) 第2期計画の目標達成状況

上記の指標は、平成22年度実績を基準として目標が設定されています。目標年度は平成28年度（短期目標）と平成33年度（長期目標）となっています。

平成27年度のごみの排出、処理・処分に関する実績を目標値（短期・長期）と比較したところ、短期目標値に対して13g/人・日、長期目標値に対して35g/人・日減量が必要な状況にあります。家庭ごみの排出量は僅かずつではありますが減少傾向にあるものの、生ごみの減量が進まないことや、分別が徹底されず可燃ごみの中に資源化可能な紙類の混入があることなどが、目標未達成の要因として考えられます。

図表 7 第2期計画目標値との比較

項目	単位	実績値	目標値			
			短期目標値		長期目標値	
		平成27年度	平成28年度	達成状況	平成33年度	達成状況
家庭ごみ原単位	g/人・日	434	421	+13	399	+35

注) 達成状況は、平成27年度の実績値と短期目標値及び長期目標値との差を表す。

(2) 第3期計画の目標の設定

平成33年度を目標年度とし、ごみ減量化目標を設定します。平成27年度の実績を基準とし、ごみ減量化の進行を計る指標には、以下の項目を用います。

- ① 家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)
家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量 (g/人・日)
- ② ごみ排出量 = (行政収集ごみ、直接搬入ごみ)

図表 8 目標値の設定

項目	単位	実績値	目標値	説明
		平成27年度	平成33年度	
家庭ごみ原単位	g/人・日	434	399	約35g 削減 約8% 削減
ごみ量排出量	t/年	13,881	13,000	約900t 削減 約6% 削減

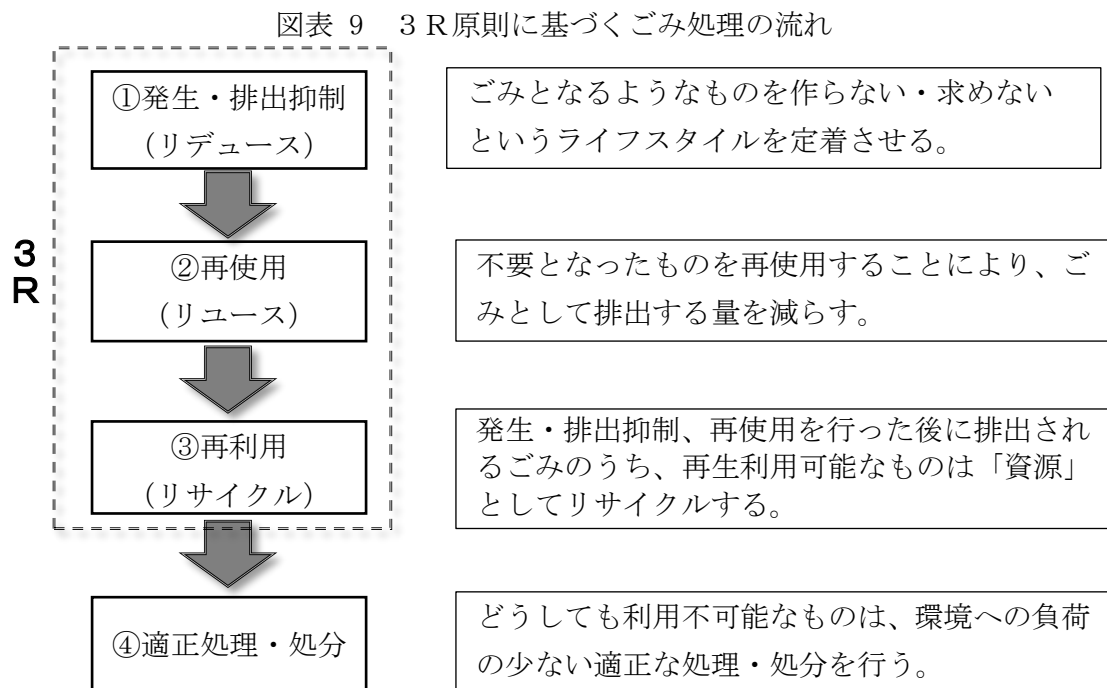
第5章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

本市では、次の基本方針に基づきごみ処理を行うことで、ごみの排出抑制、減量化、資源化を推進し、循環型社会の形成を目指します。

(1) 『3R原則』に基づくごみ処理

3R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。この際、本市と柳泉園組合の役割分担等を考慮し、本市では排出前の「ごみの減量」を進めることで循環型社会を形成していきます。



(2) 本市の地域特性を踏まえた施策の展開

本市は、都心に近い位置にありながら農地や緑地、街路樹等の緑が豊かであることなど、本市の特性を踏まえたうえで、各種の施策や取り組みを効果的に推進・展開します。

2 減量化・資源化計画

本計画では、本市におけるごみの更なる削減に向けて、以下に示す3つの重点施策により、ごみの減量化・資源化を進めます。

★☆ごみの減量化・資源化に向けた重点施策☆☆★

- 1：ごみを出さないライフスタイルの普及
- 2：ごみ・資源物の分別徹底
- 3：生ごみの減量化・資源化

(1) ごみを出さないライフスタイルの設計と普及

1) 2Rの強化及び5Rの定着

第2期計画では、「3Rから5Rへ」の進展が示され、ごみ減量の推進を行っています。今後も継続して5Rの普及・啓発を行っていく必要があります。本計画では、国の第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げられた、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の取り組みの強化を図り、更なるごみの減量を図ります。

①リデュース（Reduce）：分別徹底等によりごみを出さない

②リユース（Reuse）：使えるものは何度も再使用

- ③リサイクル（Recycle）：使えなくなったものを原料として再生利用
- ④リフューズ（Refuse）：過剰包装を断るなど、ごみとなるものを作らない
- ⑤リペア（Repair）：修理して物を長く使う

2) 意識向上、情報周知

ごみの減量・リサイクルを推進するに際しては、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた意識の向上を図る必要があります。

- ①ごみ処理施設見学会や講演会、出張講座等の機会を増やし、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量活動に対する意識啓発を図ります。
- ②環境教育・環境学習の一環として、小中学生に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため活動を強化します。
また、市民や事業者に対して日頃から啓発活動や指導を行うほか、環境フェア等のイベントを通して環境学習の場所・機会を整備することにより、ごみ問題への意識の高揚を図ります。
- ③自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めています。
- ④広報紙やホームページ、ごみ分別アプリなどあらゆるメディアを活用し、ごみ減量やリサイクルに関する情報発信を積極的に行います。
- ⑤ごみ量の推移や、目標との評価を毎年度公表し、計画の進捗状況の周知を図り計画推進に向けた意識向上を図ります。

(2) 資源物の分別徹底

1) リサイクルの推進

リサイクルの推進を図るためには、分別の徹底が重要な課題となります。アンケート調査の結果では、「容器包装プラスチック類」、「使用済み小型家電」の分別方法の認知度が低くなっていました。

リサイクルを推進するにあたっては、可燃ごみのうち大きな比率を占める「紙類」、「容器包装プラスチック類」の減量化・資源化が必要となります。

今後は、住民への意識啓発等による資源物の分別徹底を図るため、以下に示す施策・手段により、地域におけるリサイクルを推進します。

- ①資源物の集団回収の活性化を図るため、集合住宅の自治会や管理組合等と協働して、居住者によるリサイクルシステムの構築を推進します。
- ②集積所での資源物（特に古紙）の持ち去りを防止するための対策を強化します。
- ③分別方法の周知を図り、容器包装プラスチック類の分別徹底を推進します。
- ④行政による資源回収の他、牛乳パック、トレイ、ペットボトル、びん類、缶類等の店頭回収、廃乾電池等の販売店回収等を継続します。
- ⑤不用品交換等によるリサイクルの推進に向けて、消費生活センターにおけるリサイクル活動の拡充を図るとともに、フリーマーケット、バザー等の情報提供を行い、イベントの開催を支援します。
- ⑥使用済み小型家電については、分別方法の周知を強力に推し進めるとともに、回収事業等を通じて、市が主体となり、リサイクルシステムの確立に向けた取組みのさらなる推進を図ります。
- ⑦分別アプリの活用を促進し分別の徹底を図ります。

2) 事業系ごみの分別の徹底

事業者には許可業者との契約の推進と併せて、分別の徹底を指導します。

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を規制するとともに、持ち込みを行った業者に指導を徹底します。

この他、事業系ごみには大量の紙類（OA用紙等）が排出されていると考えられるため、「紙類」の資源化に向けた事業者の意識啓発、事業系古紙の回収ルートの周知・広報を行います。また、CSR（企業の社会的責任・貢献）を念頭に業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進し、事業系ごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図ります。

(3) 生ごみの減量化・資源化

1) 生ごみの減量・資源化の推進

現在、家庭から排出されるごみの多くを占める「生ごみ」の処理に多大なエネルギーとコストを要していることがごみ処理事業全体の課題となっており、ごみ処理コストの削減のためにも生ごみの減量化・資源化の推進が必要です。

生ごみの減量化・資源化に向けて、以下に示す取り組みの推進、及び具体的な内容の検討を行います。

- ①食品を必要以上に買い込まない、賞味期限切れの食品の廃棄を無くす、食べ残しをしない等の取り組みにより生ごみを出さないよう意識啓発を推進します。
- ②家庭で生じた生ごみを自家処理することでごみとして出さない、または生ごみ処理機等で水分を除いてからごみとして出すよう意識啓発を推進します。併せて生ごみ減量化処理機器の普及に向けて助成金制度の周知を図ります。
- ③市域全体での生ごみの減量化・資源化に向けて、分別収集のあり方や資源化ルート、施設の整備等について検討を行います。併せて生ごみからの生成資源の利用先を確保し、地域における生ごみを対象とした資源循環システムの構築について検討します。

2) 事業系の生ごみの資源化の推進

事業所から排出される生ごみは、家庭から排出される生ごみと比較して、排出量が多く恒常的に排出されること、生ごみの成分が安定していること等の理由により、資源化しやすいことが特徴である。事業系の生ごみの資源化の推進に向けて、業界団体や商工団体等との連携・協働のもとで事業者にも、より一層の協力を求めます。

3 収集・運搬計画

(1) 効率的な収集・運搬体制の整備

1) ごみ集積所の維持・管理の適正化

不法投棄の防止や鳥獣による被害の防止の観点から、ごみ集積所の美観の維持や衛生面の確保について、市民に対し維持管理の理解と協力を求めます。

2) 戸別収集の実施

家庭ごみの収集・運搬は、当面は現行同様としますが、ごみ減量化や分別の徹底及びサービスの向上の観点から、戸別収集への移行について具体的に検討します。

戸別収集の検討にあたっては、効率的な収集ルート選定や、車両の配置を検討するほか、収集頻度等についても、適切な収集・運搬体制を構築するための検討を行い、そのうえで実行計画を策定します。

3) 資源物の持ち去りに対する対策の強化

本市では持ち去り防止対策として、「清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部を改正し、平成24年4月から施行しており、また、GPS機器を用いた追跡調査や、市内循環パトロールを実施するなどの対策を行っています。今後もこれらの対策を継続して実施していくとともに、地域住民や収集・運搬業者等と被害状況の情報交換を行い、適切な対策を検討します。

4) ごみ処理手数料の見直し

現在、有料指定ごみ袋によるごみ処理手数料の徴収は平成13年度に導入して以来、改定を行っていません。今後、減量化、資源化を推進するとともに、収集運搬の効率化を図り費用等の算出根拠を明確にしたうえで、戸別収集に併せて実行計画を策定します。

(2) ごみ収集における住民サービスの向上

1) 収集サービスの向上

家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集・運搬は、今後も引き続き民間業者への委託により実施します。民間委託は、経済性・効率性の面からは望ましい体制と考えられますが、住民サービスの観点から、よりきめ細かな対応を行えるよう、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討を行います。また、収集・運搬業者に対し環境・衛生への配慮を促す等の適正な指導を行います。

2) 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展などに対応するため、戸別収集の検討に加え、高齢者や障害者で自宅内からごみや資源物を持ち出すことが困難な方を対象として行っている「ふれあい収集」について引き続き、実情にあった認定を行います。

3) 清掃行政のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの発生・排出から最終処分までの一連のごみ処理の過程において、市民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

(3) 指導の充実

1) 排出マナー指導の徹底

排出マナーを守らない地域や住居に対しては直接指導を行います。

また、廃棄物減量等推進員などを活用し、立会いによるマナー徹底のための協力要請を行います。

2) 集合住宅への排出マナー指導

排出ルールの守られにくい集合住宅対策として、その所有者（家主）や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底するための協力を要請するなどの措置を講じます。あわせて、自治会等地域団体の協力のもと、集合住宅居住者の排出ルール向上に向けたPRや指導を展開していきます。

3) 事業系ごみの分別の推進

事業系ごみの収集・運搬は、今後も許可業者による収集・運搬とします。

小規模排出事業者に対しては、行政として排出事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、市の収集への排出から許可業者への転換を推進します。

4 ごみの適正処理計画

(1) 中間処理計画

今後も東久留米市、西東京市と柳泉園組合で共同処理を行います。

また、共同処理を行うにあたって、安全かつ適正に処理し、循環型社会に向けて連携を図ります。

(2) 最終処分計画

柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残渣については、今後も民間業者に搬入しRPF（固形燃料化）等の原料として使用します。

焼却残渣についても、継続して東京たま広域資源循環組合の管理するエコセメント化施設でエコセメントの原料として使用します。

以上の取り組みにより、今後も埋立処分量ゼロを継続していくこととします。

5 施設整備計画

(1) ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）

柳泉園組合の所有するごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）は、平成12年11月より稼動しており、平成28年度現在、稼動開始から16年が経過しました。本施設の運営に際しては、定期的な点検補修や必要に応じた部品交換等を行っており、設備面では特に大きな問題は生じていません。

今後は、現在、手続きを進めている「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に基づき、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理を行うこととします。

(2) 粗大ごみ処理施設

柳泉園組合の所有する粗大ごみ処理施設は、平成28年度現在、竣工から40年以上、破砕装置の改造からみても30年以上を経過しており、老朽化等の影響から数多くの運転管理上の問題が発生しています。

施設の更新にあたっては、3市から組合に搬入される不燃ごみと粗大ごみの量や組成を確認し、新規施設の適切な規模、処理方法、整備時期等を3市及び組合で協議・決定し、その基本的方向を明らかにします。

(3) リサイクルセンター

柳泉園組合の所有するリサイクルセンターは、平成28年度現在、竣工から約20年を経過しましたが、処理能力上、特に問題は発生していません。また、最近では構成市が独自のルートでリサイクルする資源物も増えてきており、リサイクルセンターにかかる処理負荷は減少すると考えられます。

このため、計画期間中は現行のリサイクルセンターをそのまま継続利用し、設備面での増設等も行わないこととします。

第6章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、未だに汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯があります。

このため、公共下水道への接続を促進することを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。また、し尿処理事業は、今後確実に規模を縮小することを念頭に置き、適正かつ合理的な事業を継続・維持していくこととします。

2 生活排水処理の課題

公共下水道がほぼ100%普及しているため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲み取り世帯での公共下水道への接続を促進する必要があります。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処理施設での処理量も減少していますが、処理施設の規模は従来のものであり処理単価が上昇しています。

3 生活排水の適正処理計画

(1) 基本方針

公共下水道がほぼ100%普及しているため、生活排水はできる限り公共下水道で処理します。また、完全水洗化を推進しつつ、残存する汲み取り世帯から発生するし尿については、衛生的なし尿処理事業を維持していくこととします。

(2) 収集・運搬計画

今後も収集運搬は業者に委託して行います。将来的に収集先は減少すると予想されるため、効率的な収集システムの構築を検討することとします。

(3) 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少しているものの、計画期間内にはゼロにはならないため、し尿処理施設での処理は必要となります。このため、中間処理、最終処分は今後も柳泉園組合で継続して行うこととします。

(4) 施設整備計画

組合構成3市（本市、東久留米市、西東京市）から柳泉園組合へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は年々減少しており、現在の施設では規模が大きく、非効率になりつつあります。今後、効率的な処理を行うため、施設のあり方について検討します。

資料編

1 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

このアンケートは、平成29年度から実施する「清瀬市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定にあたり、市民の皆様がごみ処理についてどのように考えておられるかをお聞かせいただき、環境にやさしい資源循環型社会のまちづくりに反映させるために実施するものです。

(2) 調査の設計

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1) 調査対象地域 | 清瀬市全域 |
| 2) 調査対象 | 清瀬市在住の満18歳以上の男女個人 |
| 3) 標本数 | 2,000人 |
| 4) 抽出方法 | 住民基本台帳による無作為抽出 |
| 5) 調査方法 | 郵送配布—郵送回収によります |
| 6) 調査期間 | 平成28年7月29日～平成28年8月15日 |

(3) 調査内容

- 1) ごみの減量やリサイクルについて
- 2) 生ごみの減量やリサイクルについて
- 3) 普段のごみ出し方法について
- 4) ごみや資源の戸別収集について
- 5) ごみや資源の指定袋について

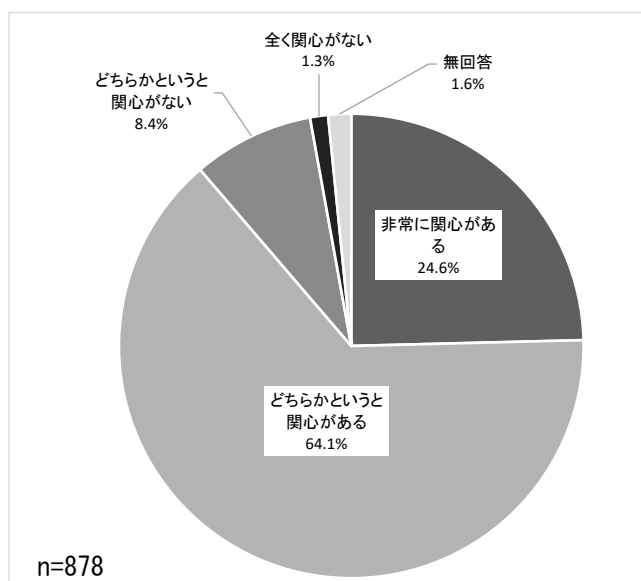
(4) 回収結果

- | | |
|------------|---------|
| 1) 標本数 | 2,000標本 |
| 2) 有効回収標本数 | 878標本 |
| 3) 有効回収率 | 43.9% |
| 4) 回収不能標本数 | 1,122標本 |

(5) 調査結果 (抜粋)

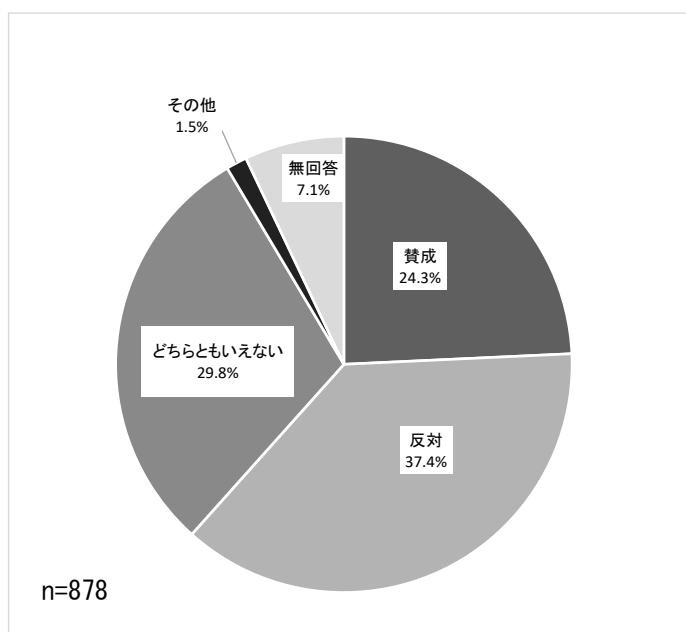
問8 あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか (○はひとつ)

ごみの減量や分別、リサイクルについての関心の度合いは、「非常に関心がある」(24.6%)と「どちらかというに関心がある」(64.1%)を合わせた『関心がある』は、概ね9割の方がごみの減量や分別、リサイクルに関心を持っている結果となっています。



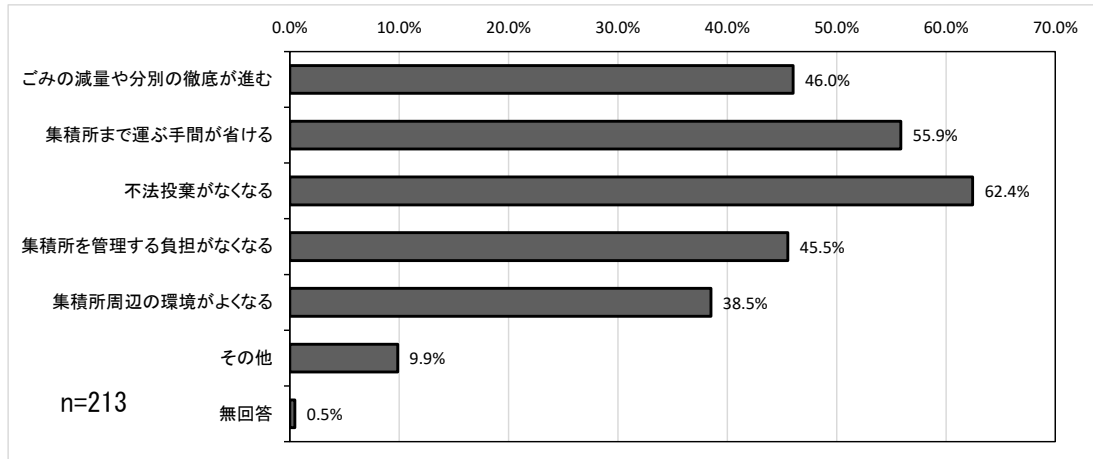
問19 戸別収集についてどのようにお考えですか。(○はひとつ)

戸別収集については、「賛成」が24.3%、「反対」が37.4%であり、「どちらともいえない」が29.8%となっています。



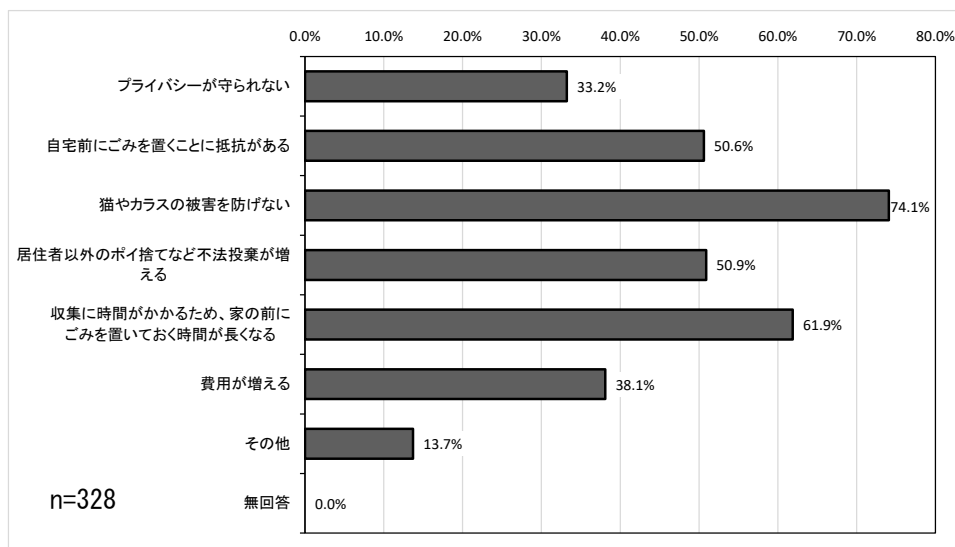
問 2 0 戸別収集に賛成の理由はなんですか。(〇はいくつでも)

問 1 9 で戸別収集に「賛成」と回答された方の理由は、「不法投棄がなくなる」(62.4%)が6割りを超えて最も多く、次いで「集積所まで運ぶ手間が省ける」(55.9%)、「ごみの減量や分別の徹底が進む」(46.0%)、「集積所を管理する負担がなくなる」(45.5%)となっています。



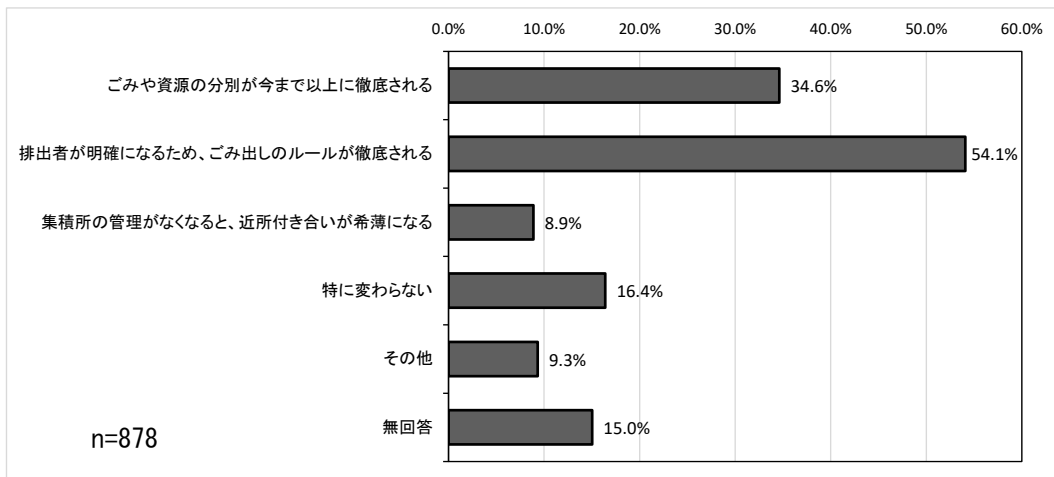
問 2 1 戸別収集に反対の理由はなんですか。(〇はいくつでも)

問 1 9 で戸別収集に「反対」と回答された方の理由は、「猫やカラスの被害を防げない」(74.1%)が7割を超え最も多く、次いで「収集に時間がかかるため、家のごみをおく時間が長くなる」(61.9%)、「居住者以外のポイ捨てなど不法投棄が増える」(50.9%)、「自宅前にごみを置くことに抵抗がある」(50.6%)となっています。



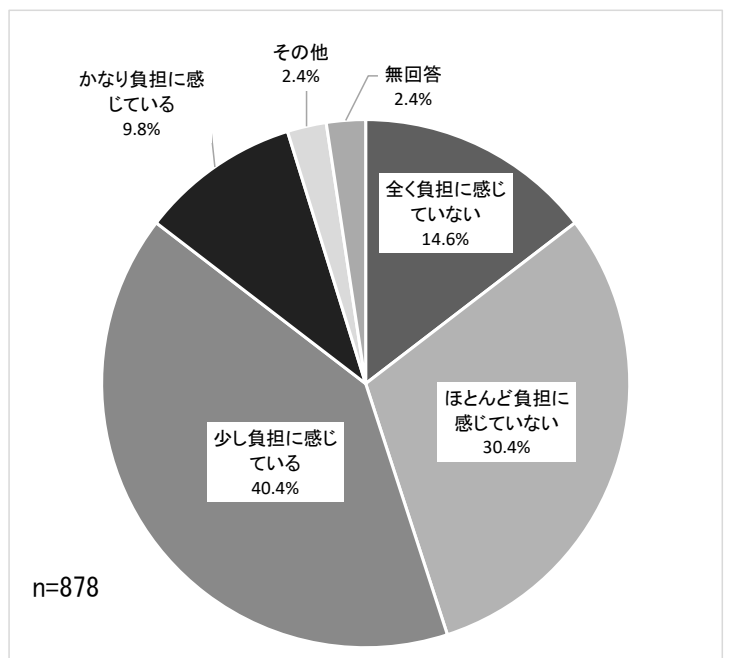
問 2 2 戸別収集が実施された場合、ごみの出し方はどのように変化したいと思いますか。
 (○はいくつでも)

戸別収集の実施によるごみ出しの変化については、「排出者が明確になるため、ごみ出しのルールが徹底される」(54.1%)が5割半ばで最も多く、次いで「ごみや資源の分別が今まで以上に徹底される」(34.6%)が3割半ばとなっています。一方、「特に変わらない」(16.4%)が1割半ばとなっています。



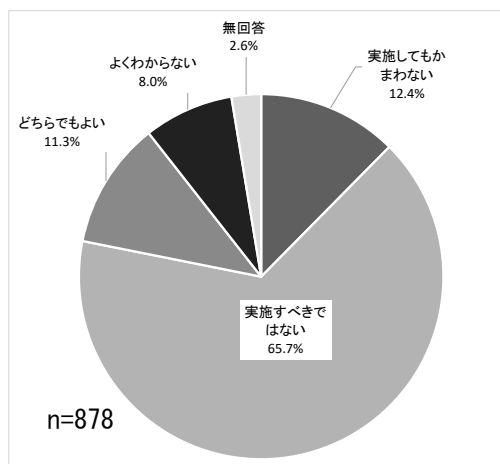
問 2 3 指定収集袋（ごみ処理経費）の支払いについて負担を感じていますか。
 (○は1つ)

指定収集袋の支払いについては、「全く負担に感じていない」(14.6%)と「ほとんど負担に感じていない」(30.4%)を合わせた『負担に感じていない』と回答した方は45.0%となり、反対に「かなり負担に感じている」(9.8%)と「少し負担に感じている」(40.4%)を合わせた『負担に感じている』と回答した方は50.2%となっています。



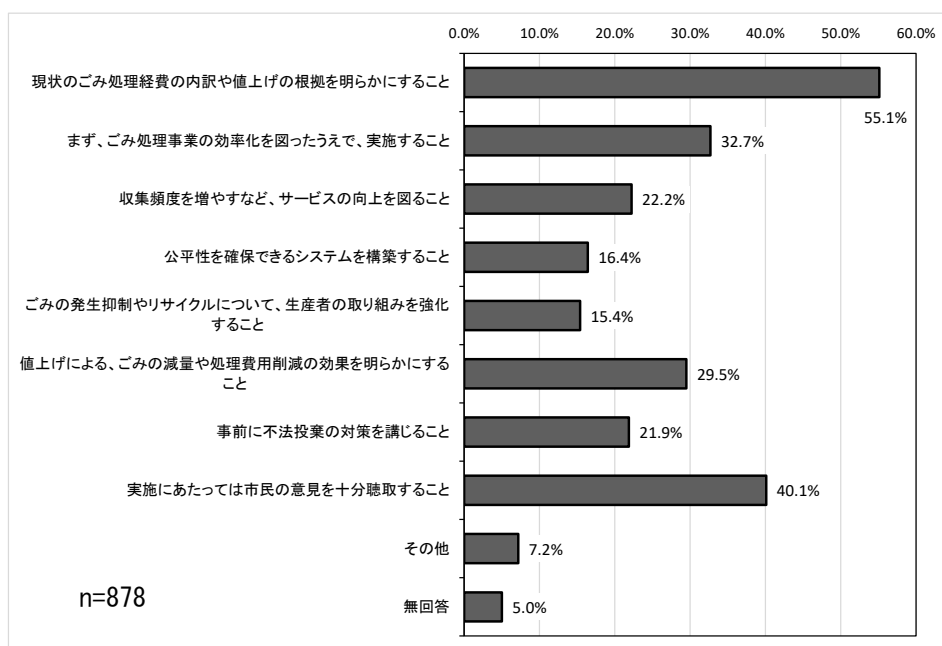
問24 指定収集袋（ごみ処理経費）の改定（値上げ）についてどう思いますか。
（○は1つ）

指定収集袋の値上げについて、「実施すべきではない」（65.7%）が6割半ばと最も多くなっています。一方、「実施してもかまわない」（12.4%）と、「どちらでもよい」（11.3%）を合わせると2割半ばの方が、値上げの実施に対し否定的でない結果となっています。また、「よくわからない」（8.0%）と回答された方が、約1割となっており、情報不足により判断ができないことが伺えます。



問25 指定収集袋（ごみ処理経費）の改定（値上げ）の条件として、特に行政の取り組みとして必要だと考えることをお答えください。（○は3つまで）

指定収集袋の値上げの条件としては、「現状のごみ処置経費の内訳や値上げの根拠を明らかにすること」（55.1%）が5割半ばと最も多く、次いで「実施にあたっては市民の意見を十分聴取すること」（40.1%）、「まず、ごみ処理事業の効率化を図ったうえで、実施すること」（32.7%）、「値上げによる、ごみの減量や処理費用削減効果を明らかにすること」（29.5%）が続いています。



2 清瀬市廃棄物減量等推進審議会の審議経過

清瀬市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分
会 長	石井 一行	学識経験者
副会長	尾崎 彰一郎	市民団体の代表
委 員	恩田 健次郎	消費者団体の代表
委 員	小糸 信夫	消費者団体の代表
委 員	関 昇司	消費者団体の代表
委 員	金子 孝子	市民団体の代表
委 員	水口 フミ	市民団体の代表
委 員	有戸 英明	市民
委 員	大槻 義顕	市民
委 員	織田 祐輔	市民
委 員	林 光夫	市民
委 員	阿久津 七光	事業者
委 員	小畑 和夫	事業者
委 員	加藤 宜行	事業者
委 員	宮寺 克己	関係行政機関の職員

清瀬市廃棄物減量等推進審議会審議経過

開催回数	開催日	審議内容等
第1回	平成28年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱状交付について 会長、副会長の互選について 清瀬市一般廃棄物処理基本計画の諮問について 清瀬市一般廃棄物処理基本計画の策定について
第2回	平成28年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画策定について 市民意識調査について
第3回	平成28年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査（市民アンケート）結果について 一般廃棄物処理基本計画 事務局案について
第4回	平成28年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画 素案について
第5回	平成29年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 一般廃棄物処理基本計画 答申（案）について

清瀬市一般廃棄物処理基本計画 概要版

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：清瀬市

企画編集：清瀬市都市整備部ごみ減量推進課

清瀬市下宿二丁目 553 番地

電話：042-493-3750



本製品は再生紙を使用しております。